

(別紙)

入 札 条 件

- 1 本件入札に関し入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、山形県財務規則(昭和 39 年 3 月県規則第 9 号)に定めるもののほか、本件に定めるところによる。
- 2 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 5 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 記名、押印を欠く入札
 - (3) 金額を訂正した入札
 - (4) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札
 - (5) 明らかに連合によると認められる入札
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、単価契約の場合を除きその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札執行時刻に遅れた場合は棄権とみなす。
- 8 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- 9 落札者は、予約完結権を他に譲り渡すことができない。
- 10 落札者は、指示により本件入札に係る契約書を遅滞なく作成し、提出すること。
- 11 指名を受けた者が、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。
 - (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでには、いつでも入札を辞退することができる。
 - (2) 指名を受けた者が、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。
 - イ 入札執行前にあつては、入札辞退書を直接持参し、又は郵送(書留で入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - ロ 入札執行中にあつては、入札辞退届け又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 12 その他必要とする入札条件については、入札執行時の指示による。